

平成 27 年度 草津市路上喫煙対策委員会 会議資料

1. 前回委員会の振り返り

- (1) 提案のあった啓発活動について
 - ・健康増進部門との連携した啓発
 - ・町内会などの地域と連携した啓発
 - ・視点を変えた啓発（啓発週間の設置、標語の募集など）
- (2) 禁止区域の拡大について
- (3) 分煙施設のあり方について

2. 路上喫煙対策の現状等について

(1) 市の取組み

(ア) 現在の啓発内容

- ・草津駅および南草津駅の東西出口にマナースペース（喫煙所）を設置
- ・路上喫煙禁止区域内の巡視啓発活動（年間 156 日）
- ・看板や路面シール、横断幕等の設置による、路上喫煙禁止区域および路上喫煙禁止周知のための啓発活動
- ・市への転入者に対し、啓発チラシを配布
- ・禁止区域外への横断幕設置

(イ) マナースペース利用状況・禁止区域周辺のポイ捨て状況の実態調査

① マナースペース利用状況調査結果（当課職員による調査）

（調査概要）

朝の通勤・通学時間帯を中心にマナースペースの利用状況を調査。

調査日時：平成 27 年 4 月 7：15～8：15

調査場所：各マナースペース

（マナースペース利用者数）

	草津駅		南草津駅	
	東口	西口	東口	西口
4 月	110	132	153	92

（単位：延べ人数）

（調査所感）

- ・マナースペース内が混雑してくると、マナースペース外での喫煙者が発生する。
- ・草津駅西口では屋根のある所での喫煙者やポイ捨てをする人がいる。
- ・たばこに火をつけた状態でマナースペースに向かってくる人が多い。
- ・マナースペースを明示する枠線より植栽の設置範囲が広い箇所があるため、枠線外であっても植栽の内側での喫煙者が多い。

- ・南草津駅東口ではマナースペースの面積は広いものの、利用者が多いため、枠線の外側での喫煙者が少なからず出てしまう。

②禁止区域周辺のポイ捨て実態調査（当課職員による調査）

（調査概要）

期間中、路上喫煙禁止区域周辺に捨てられている吸殻を計測。

調査期間：平成27年5月21日～5月28日

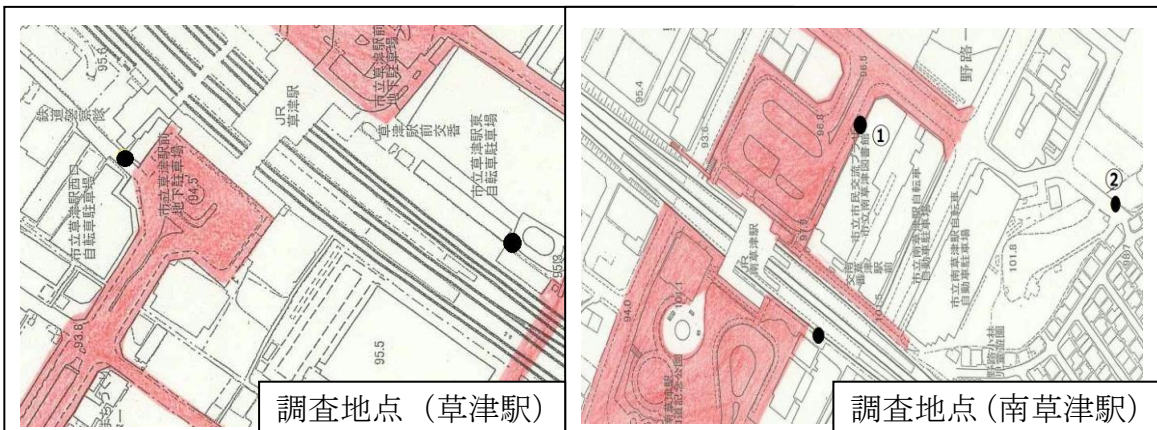
調査地点：禁止区域周辺（下記位置図参照）

調査方法：Ⅰ 調査地点（側溝等）の吸殻を回収する。

Ⅱ 期間経過後の吸殻の本数を計測する。

（調査結果）

	草津駅		南草津駅		
	東口	西口	東口① (禁止区域内)	東口② (禁止区域外)	西口
本数	1	6	10	0	6



（調査所感）

- ・南草津駅東口①地点では、調査地点の近くに腰掛けられるスペースがあるため、そこに留まった喫煙者が吸殻を捨てていると推測される。

（ウ）啓発物品の更新および設置

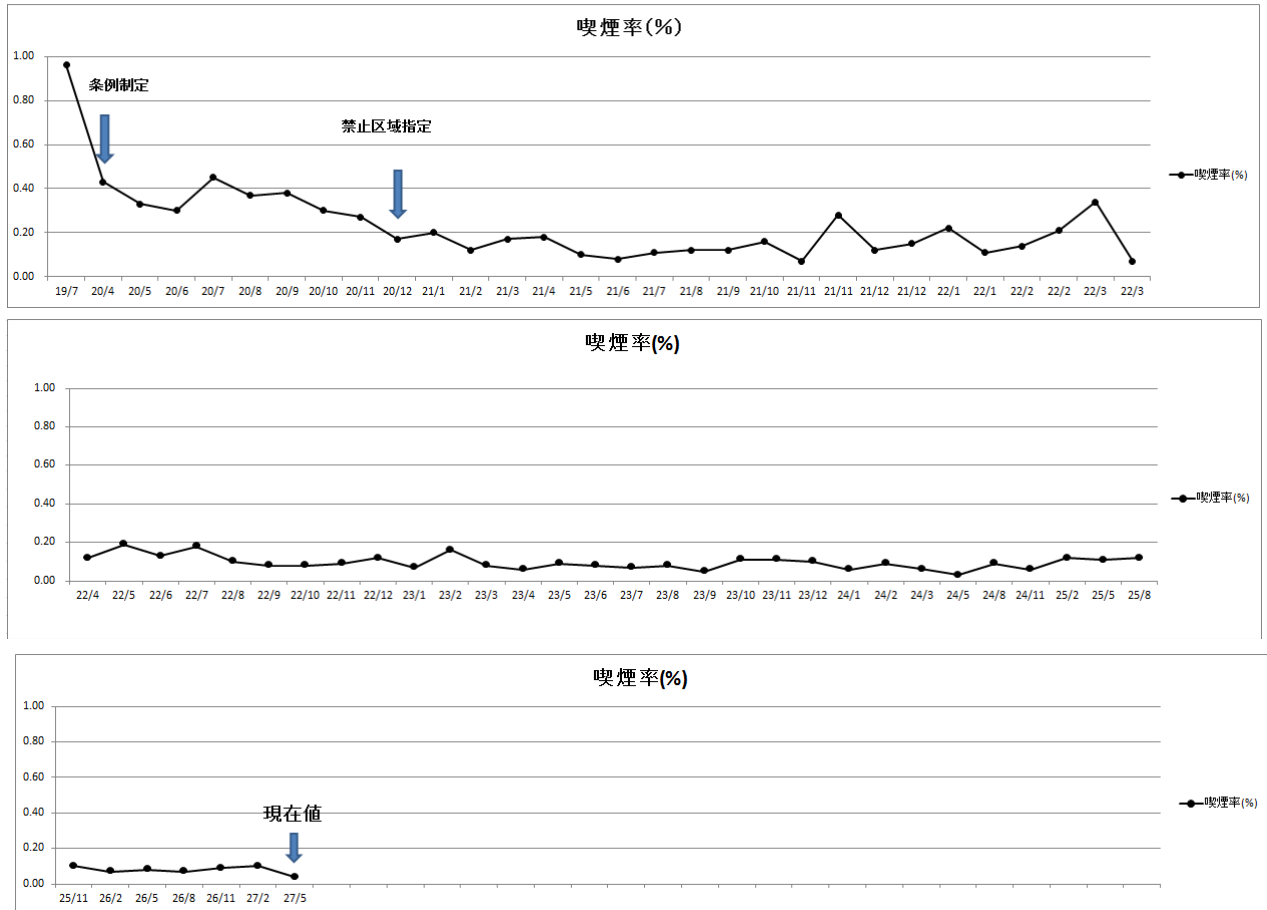
- ・禁止区域内に設置していた立看板の代用として横断幕を設置
- ・禁止区域内における路面シールの更新

（2）路上喫煙の現状（業者委託による調査）

①路上喫煙率：通行者に占める路上喫煙者の割合

⇒ 0.04%（平成27年5月現在）

定点調査における喫煙率の推移



②啓発指導員による禁止区域内の巡回啓発（2時間／日）

- ・朝夕の通勤・通学時間帯を重点的に、ほぼ毎日実施

		平成 26 年度					平成 27 年度		
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
草津駅	マナースペース付近	171	160	149	109	193	195	137	174
	路上喫煙者	96	104	59	76	85	50	56	53
	合計	267	264	208	185	278	245	193	227
南草津駅	マナースペース付近	59	46	94	77	117	114	65	119
	路上喫煙者	29	20	17	18	12	23	20	23
	合計	88	66	111	95	129	137	85	142

※「マナースペース付近」とは、マナースペースの枠外で喫煙されている人に対して、枠内で喫煙いただくよう啓発した人数であり、「路上喫煙者」とは、マナースペースを除く禁止区域内での路上喫煙者の人数である。

(所感)

- ・草津駅ではマナースペースの面積が小さいことが原因と思われるが、枠外で喫煙される人が多く見受けられる。
- ・両駅とも路上喫煙者の人数の方が少ないことから、禁止区域の周知や巡視啓発の効果が出ている。

(3) 路上喫煙対策に関する草津市議会からの意見

- ・ 駅周辺の住宅地内（路上喫煙禁止区域外）でのたばこのポイ捨てが多いため、対策すべき。
- ・ 路上喫煙防止や受動喫煙防止のため、新たな対策を講じるべき。
- ・ 植栽型のマナースペースは煙がもれる。

(4) 今後の啓発活動について

- ・ 啓発看板については、台風により倒れ、怪我をする恐れがあるため、横断幕（ターポリン製）に変更し、安全性を高め、禁止区域または路上喫煙禁止の更なる周知に努める。
- ・ 禁止区域外においても、必要に応じて路面シールや横断幕を活用し、喫煙マナーの向上を目指す。
- ・ 路上喫煙やたばこのポイ捨てが多い地域で携帯型灰皿等の啓発物品を配布し、住民との協働により啓発を実施する。
- ・ 路面シールの更新やマナースペースへの誘導シール等を増設する。

3. 路上喫煙禁止区域の拡大（案）について

(1) 現在の禁止区域の指定をした際の要件

- ◆路上喫煙による影響や被害等を受ける可能性が高いと想定される区域
- ◆恒常的に人通りがあり、一定高い歩行者密度がある区域
- ◆市内全域への啓発普及効果が期待される区域
- ◆啓発指導等で実効性のある取組みができる区域
- ◆市民等に分かりやすく、明確に示すことができる区域

(2) 禁止区域周辺の通行量調査

前回の委員会で意見をいただいた場所を中心に通行量調査を実施。

- ・調査日時 平成27年1月、2月 7:30～8:30
- ・調査場所 JR草津駅・南草津駅路上喫煙禁止区域周辺
(別紙位置図のとおり)
- ・調査結果 別紙位置図のとおり

調査結果から、通行量が多い地点（概ね300人以上）として、
草津駅周辺では

- ①②草津第二小学校周辺
- ④丸十モータープール周辺
- ⑤市営駐輪場周辺
- ⑥エイスクエア前周辺

南草津駅周辺では

- ⑨西口線路沿い（コンビニ横）
- ⑫西口マンション周辺（南北間） が挙げられる。

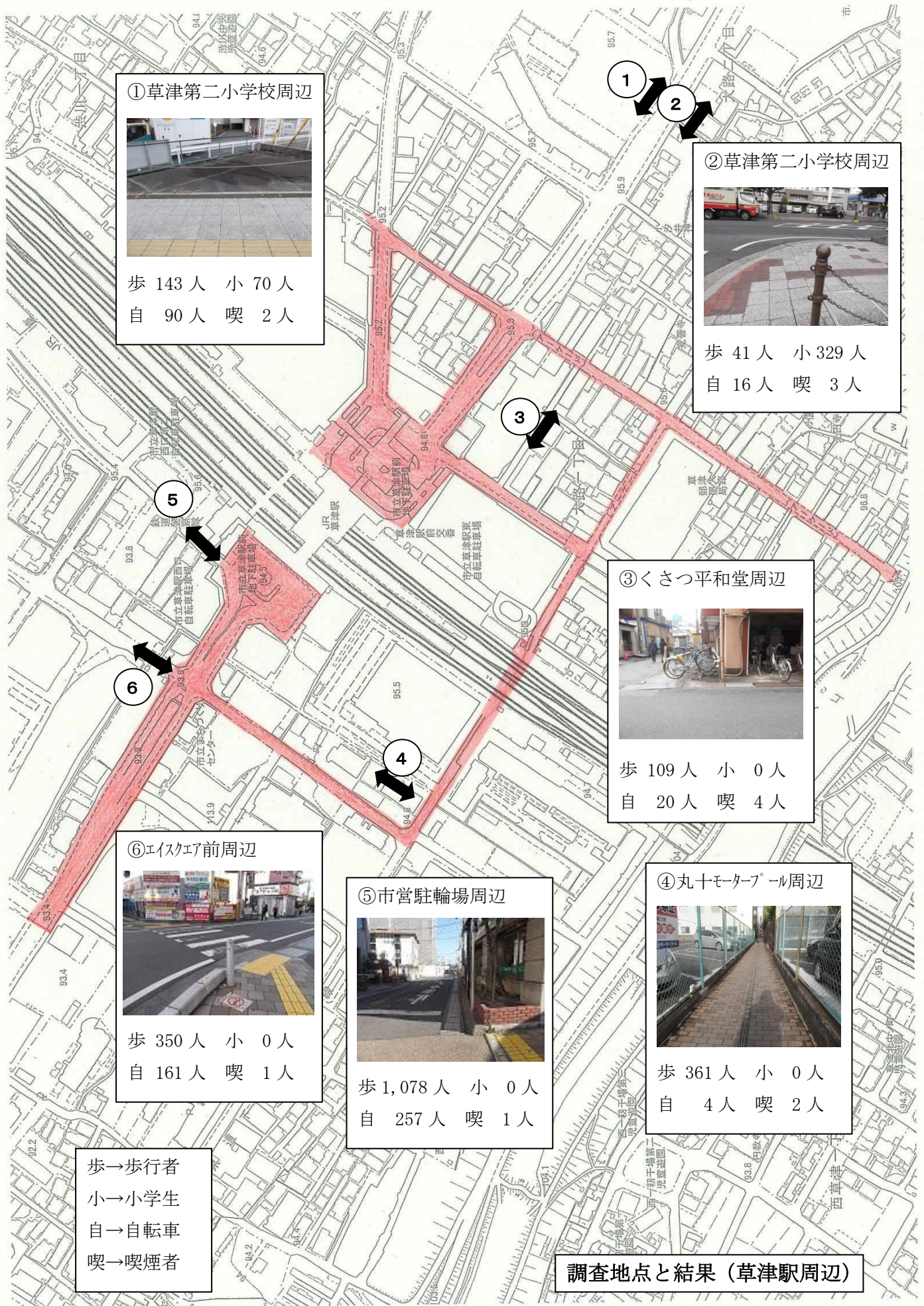
- ・両駅前という市内全域への啓発普及効果が期待できる。
- ・現在の禁止区域の延長上にあるため、啓発指導等が引き続き実施できる。
- ・一定の通行量があり、路上喫煙による影響や被害等を受ける可能性が高いと想定される。

上記の点から、通行量の多かった6か所については、禁止区域の拡大の候補となると考えられる。

※「300人以上」という通行量について

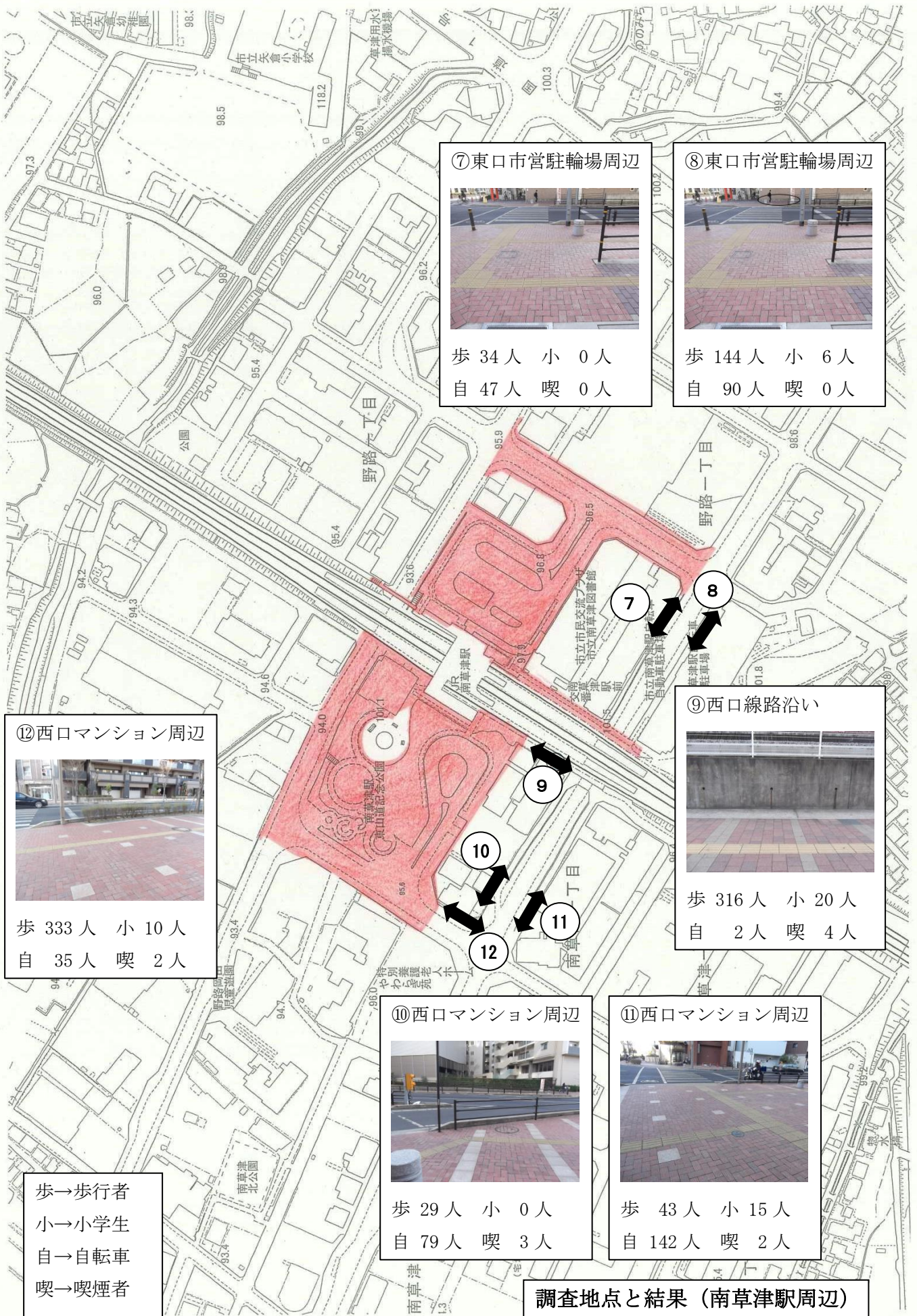
『歩行密度』という考え方で、1時間＝3,600秒とすると、概ね10m間隔、定点で考えると、10秒間隔で通って行くというのが目安。（計算上）

現行の禁止区域指定時においても300人以上という一定の通行量を目安としていた。



歩→歩行者
 小→小学生
 自→自転車
 喫→喫煙者

調査地点と結果 (草津駅周辺)



⑦東口市営駐輪場周辺



歩	34人	小	0人
自	47人	喫	0人

⑧東口市営駐輪場周辺



歩	144人	小	6人
自	90人	喫	0人

⑫西口マンション周辺



歩	333人	小	10人
自	35人	喫	2人

⑨西口線路沿い



歩	316人	小	20人
自	2人	喫	4人

⑩西口マンション周辺



歩	29人	小	0人
自	79人	喫	3人

⑪西口マンション周辺



歩	43人	小	15人
自	142人	喫	2人

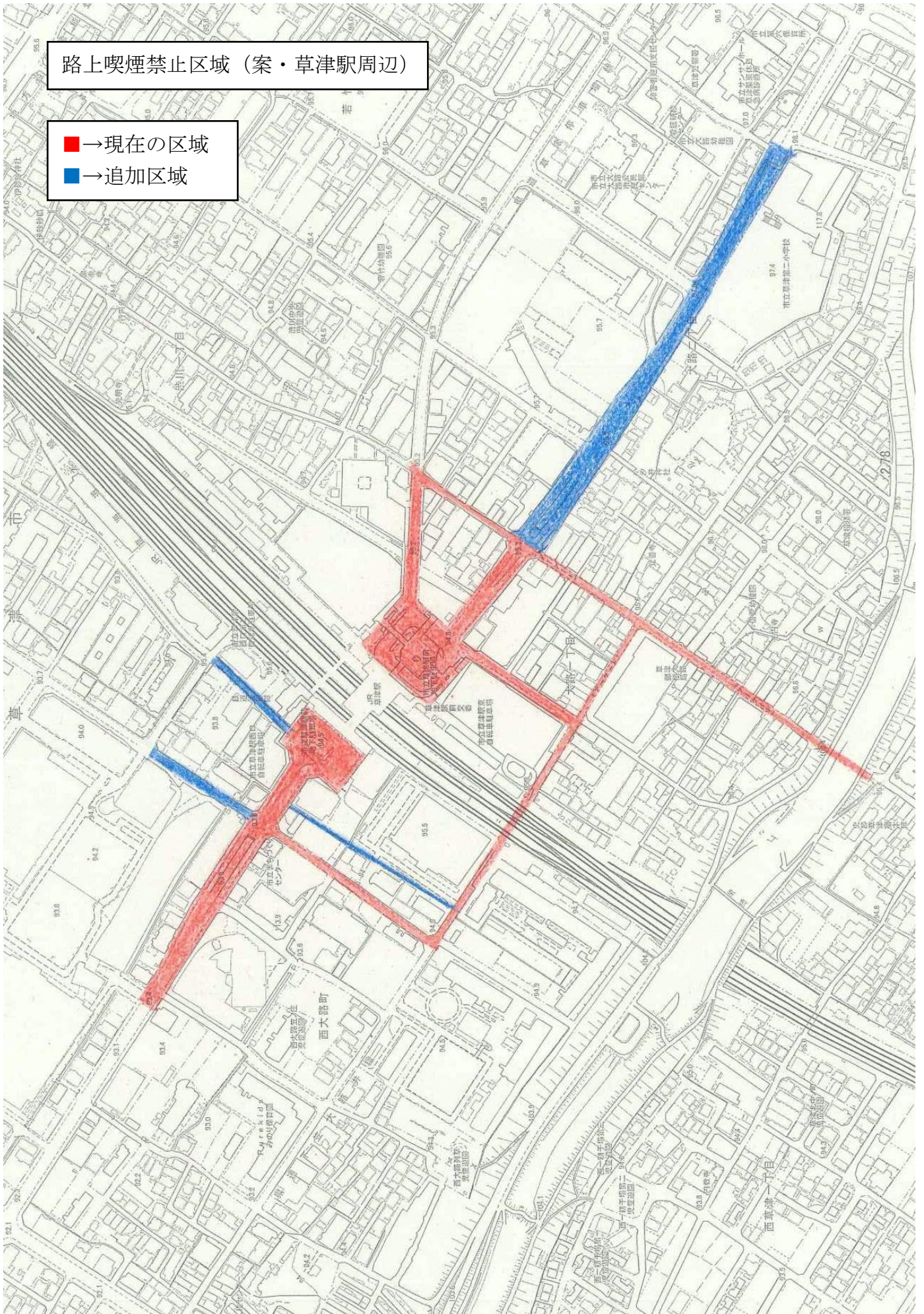
歩→歩行者
 小→小学生
 自→自転車
 喫→喫煙者

調査地点と結果 (南草津駅周辺)

路上喫煙禁止区域（案・草津駅周辺）

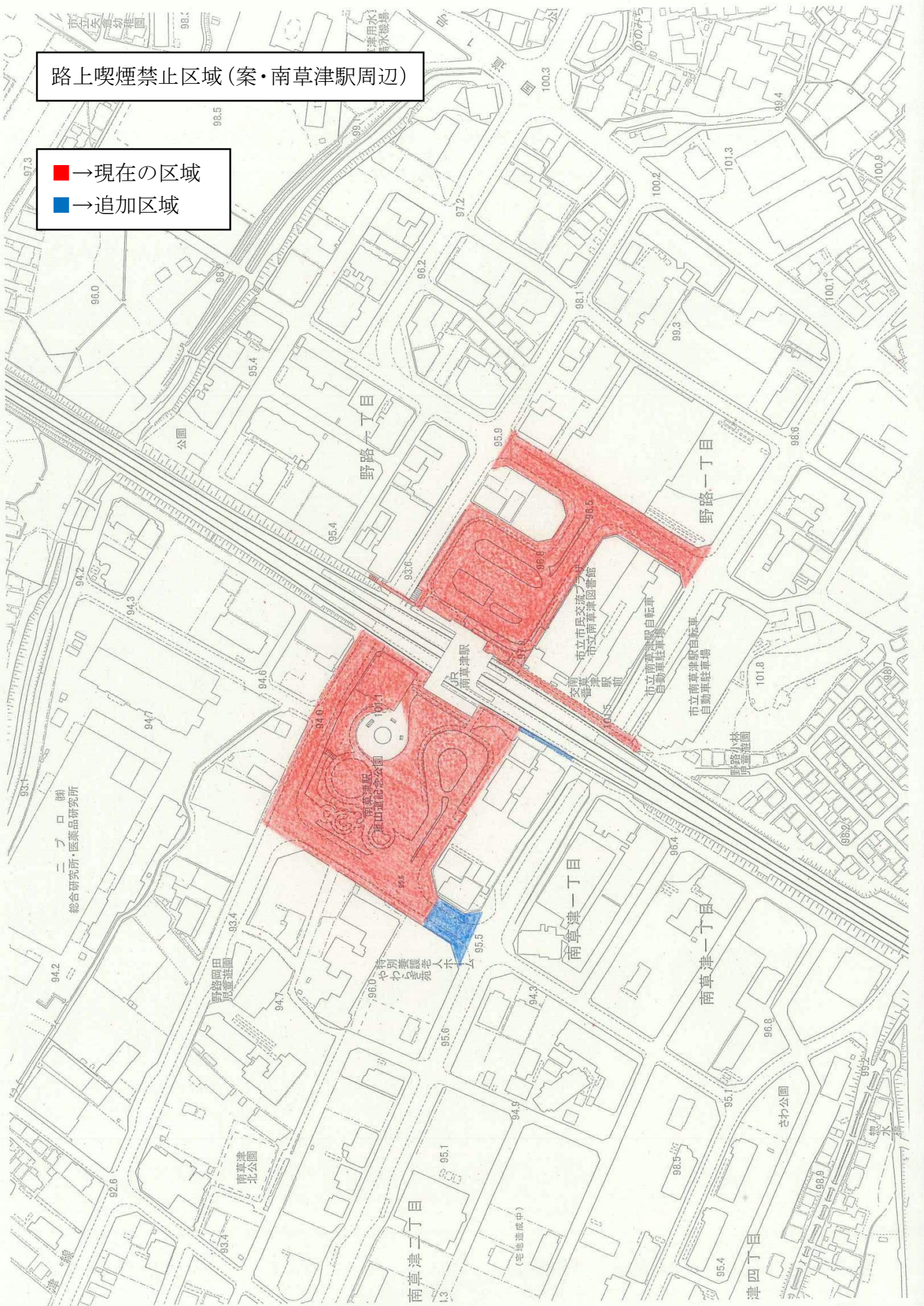
■→現在の区域

■→追加区域



路上喫煙禁止区域(案・南草津駅周辺)

- → 現在の区域
- → 追加区域



4. マナースペースの形状について

【 マナースペースを設置した経緯 】

- ① 喫煙者のマナーやモラルを向上させること。
- ② 喫煙場所を設置することにより、条例の目的が達せられやすくなるというメリットが働くこと。
- ③ 必ず喫煙場所で吸ってそこで捨てるという意識付けの定着が喫煙マナーの向上に貢献するということ。
- ④ 喫煙場所を啓発拠点として位置付け、灰皿などに路上喫煙の危険性を訴える啓発パネルや禁止区域を明示する地図を掲示することにより、喫煙者に対して直接かつ重点的な啓発ができること。

【 マナースペースを植栽型で設置した経緯 】

- ・喫煙場面ができる限り見えなくする。
- ・煙草の煙や臭いをできる限り抑える。
- ・自然とふれあい、美観を保ち、やさしさを伝える効果がある。




【 市民や議会などから出されていた植栽型に対する意見 】

- ・煙の遮断効果が薄い。
- ・プランターに、空き缶やゴミが放置されている。
- ・植栽が短く切られている。
- ・特に、南草津駅東口のマナースペース周辺は通勤、通学時間帯は駅の利用者が多く、小学生の通学路でもあり、マナースペースを利用する喫煙者やバスを利用する方、通学路を通行する小学生などが輻輳する状態になっており、受動喫煙による影響が懸念される。

【 前回の委員会での、マナースペースのあり方についての意見 】

- ・マナースペース自体の数は、増やさない。
- ・マナースペースの形状別のメリット・デメリットを考慮し、現状（植栽型）のまま様子を見ることとするが、今後、更なる工夫が必要である。
- ・形状を変えるならば、パネル型にすればどうか。

【 マナースペースの形状別メリット・デメリット（前回資料を再掲） 】

形状	メリット	デメリット
植栽型（現状） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マナースペースの拡大、縮小、廃止が容易である。 ・ 緑の配置で、周囲との調和が図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽の維持管理費が必要。 ・ 植栽へのポイ捨てが多い。 ・ 植栽の隙間から煙が漏れ、受動喫煙に晒される可能性が大きい。
パネル型（屋根なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若干、スペース確保できる。 ・ 煙が横方向に漏れにくい。 ・ マナースペースの内側で喫煙する意識がより高くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎を固定化することについて、占用許可が得にくい。 ・ マナースペースの拡大・縮小がしにくい。 ・ パネルへの落書きの懸念あり。 ・ 受動喫煙の可能性は否めない。 ・ 相応の費用がかかる。
箱型 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天候に左右されず喫煙でき、マナー違反者の減少が見込める。 ・ 受動喫煙がかなり軽減される。 ・ 喫煙環境の向上が図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 煙を完全に処理できない。 ・ 多額の初期費用とメンテナンス費用がかかる（空調設備、喫煙機器） ・ 深夜のたまり場となる恐れあり。 ・ 施設に落書きされる恐れあり。 ・ 建築物となるため、建築確認が必要となる。（道路上の建築物となるため、建築審査会の審議を経る必要がある） ・ 基礎を固定化することについて、占用許可が得にくい。

【 パネル型への移行についての検討 】

- ・ これまで、地元やPTAあるいは直近の議会において、再三にわたって南草津駅東口のマナースペースに関して受動喫煙の懸念がある、また、禁止区域周辺において、路上喫煙やポイ捨てが多いとの苦情・意見などが出されていたことから、植栽による喫煙者と非喫煙者の分離について効果が薄いと判断せざるを得ない状況に至ったところであり、今後、パネル型のマナースペースを基本とした啓発のあり方について提案するものである。

【 参考資料 】

『 平成27年6月定例議会における請願 』

草津市のまちづくり活性化の着実な推進と公共場所での分煙化推進に関する請願

●請願内容（概要）

更なる観光客や人口増加、また活力と魅力ある草津の創出を目指すため、草津市が計画している「第5次総合計画」特に「草津川跡地の空間整備」「中心市街地の活性化」「コミュニティ活動の推進」という重点方針の事業について着実に実行し草津の魅力を高めていただくことをお願いします。

すべての方々を「おもてなしの心」でお迎えする草津市を目指して、草津市が率先して財源を確保した上で、公共の場所での喫煙場所設置をお願いします。

この事により、たばこのポイ捨て防止や歩行喫煙防止に繋がり、安全性の確保やきれいなまちづくりに効果があるとともに、たばこを吸われる方と吸われない方との協調ある共存が図られると考えております。

なお、財源としては地方たばこ税の一部を充当していただければ可能と考えます。

●請願者

大津たばこ商業協同組合	理事長 崎村 宰滋
草津たばこ小売人連盟	会 長 岡座 隆雄

上記の請願が平成27年4月22日に提出され、6月定例議会において採択された。

『 法令・国の通知 』

受動喫煙対策については、健康増進法25条、厚生労働省健康局長通知などにより、必要な対策を講じるよう求められている。

●受動喫煙とは

「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義されている。(健康増進法第25条)

●健康増進法第25条(抜粋)

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者はこれらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるように努めなければならない」

●厚生労働省健康局長通知(平成22年2月25日付け)

- ・多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。
- ・屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では受動喫煙防止のための配慮が必要である。
- ・禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示する必要がある。
- ・喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。

※平成24年10月29日付けおよび平成25年2月12日付けで、上記の局長通知の趣旨を鑑み、受動喫煙対策の徹底のための措置を講じるよう求めている。

草津市路上喫煙対策委員会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
1	てらお あつし 寺尾 敦史 (委員長)	滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所） 所長
2	こばやし たつお 小林 達男 (副委員長)	大路区まちづくり協議会 会長
3	つかだ まさお 東田 正雄	草津市たばこ小売人連盟
4	とおつか まさひろ 遠塚 政弘	草津市商店街連盟 会長
5	ひらがき かんじ 平柿 完治	弁護士
6	ひらた れい 平田 玲	草津市P T A連絡協議会
7	まつだ ひろし 松田 博	公募委員
8	やまもと さとえ 山元 智恵	公募委員